



お知らせ

記者発表資料	平成29年12月19日
配布日	

■同時発表先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ

千代川で伐採希望者を募集！

～伐採した樹木は、お持ち帰りいただけます～

鳥取河川国道事務所では、河道内樹木の利用を希望する企業、団体、個人に対し、伐採希望者を募集します！

伐採した樹木は、薪・農作業・ほだ木などの使用のほか、木材加工や販売にも使用が可能です。

簡単な条件と資格を満たせば、どなたでも応募が可能です。ただし、伐採に当たっては、河川法の許可を申請して頂く必要があります。

河川管理として、計画的に河川内の樹木を伐採していますが、多くの費用を要しています。そのため、伐採者の公募を行い、地域の協力を得ながら、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていく取り組みです。

【伐採希望者の募集期間】

平成29年12月19日(火)～

平成29年12月28日(木)

【伐採希望者による伐採の実施時期】

平成30年1月20日(土)～

平成30年2月25日(日)



地域の方による伐採

<問い合わせ先>

■国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長

常保 雅博 (つねやす まさひろ)

【担当課長】河川管理課長 佐野 孝行 (さの たかゆき)

TEL 0857-29-1966(河川管理課直通) FAX 0857-29-1859

【担当出張所】千代水出張所 小島 亨 (こじま とおる)

TEL 0857-28-6229 FAX 0857-31-2517



応募の概要

募集期間：平成29年12月19日（火）～平成29年12月28日（火）

伐採箇所：①鳥取市南安長地先（千代川 左岸）約 800m²(3m× 50m 4区画)

②鳥取市国安地先（千代川 右岸）約3,000m²

伐採樹種：主に広葉樹（ヤナギなど）

伐採区画：申請時に相談願います。

採取予定期間：平成30年1月20日（土）～平成30年2月25日（日）まで

進 入 路：伐採箇所①は堤防の坂路を經由して、軽トラックなどで伐採箇所まで近づくことができます。

伐採箇所②については伐採箇所まで近づくことができません。また、別途道路使用許可等の申請が必要な場合があります。

詳細についてはご相談下さい。

応募から採取までのながれ

12月19日(火)～ 12月28日(木)	①応募の受付
1月4日(木)～ 1月8日(月)	②伐採者の選定 ※原則先着順
1月9日(火)	③伐採者へ通知
1月9日(火)～ 1月19日(金)	④許可申請書の提出
1月20日(土)	⑤伐採作業の着手

千代川 公募伐採箇所

①千代川 鳥取市南安長地先(千代橋の下流)



H29.7.24撮影



H29.11.22撮影

千代川 公募伐採箇所

※注意事項

- 1) 下記②の箇所は、河川内への車の進入路がありません（②は高水敷までは有）。
- 2) ②は**因幡自転車道（一般県道鳥取河原自転車道線）に車・バイク等で乗り入れる場合、道路使用許可の申請が別途必要です。**
- 3) 下記②の箇所は伐採の難易度が高いため伐採の未経験者及びご自身で安全を確保できない方の応募はご遠慮下さい。

②千代川 鳥取市国安地先（源太橋の下流）



樹木採取者公募の公示

平成29年12月19日

鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康

次のとおり、「鳥取河川国道事務所 公募型樹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称 : 鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採者 公募

2. 公募内容 : 河川内支障樹木の伐採・搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期
平成30年1月20日(土) から 平成30年2月25日(日)まで

4. 採取場所
千代川、袋川

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メール等により提出すること。

② 提出期限

平成29年12月28日(木)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河川管理課

電話 0857-29-1966

FAX 0857-29-1859

メール info-tottori@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採

公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メール等により提出すること。

なお、現地及び許可条件(とくに、第9条～第14条)を確認のうえ、提出すること。

②提出期限

平成29年12月28日(木)まで

受付時間:9:00～17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③提出先

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河川管理課

電話 0857-29-1966

FAX 0857-29-1859

メール info-tottori@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、**選定は原則先着順**とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、FAX、メール等により通知を行う。

なお、通知は、**平成30年1月9日(火)**以降となる。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面(公募伐採箇所)のとおり

樹種:主に広葉樹(ヤナギ等)

6. 採取時期

平成30年1月20日(土)から平成30年2月25日(日)まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに担当する河川の出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添、許可申請書による)

ただし、道路使用許可を必要とする場合は許可書の写しを添付すること。

※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※道路使用許可とは「道路の本来の用に即さない道路の使用行為で、交通の妨害となったり、交通の危険を生じさせるおそれのあるものは一般的に禁止されていますが、社会的な価値を有し、一定の条件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される」というものです(道路交通法第77条第1項)。

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 樹木の採取料については、河川法第32条第1項に基づく採取料の徴収の対象と ならない。(鳥取県担当部局確認済)

12. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

・千代水出張所・・・〒680-0904 鳥取市晩稲 40-2

TEL:0857-28-6229 FAX:0857-31-2517

**※出張所不在の場合がありますので、来所しての問い合わせはご遠慮下さい
(やむを得ず来所される場合は、事前に連絡をお願いします。)**

13. スケジュール

応募締め切り	平成29年12月28日(木)
選定結果の通知	平成30年1月9日(火)以降
河川法の申請	選定結果通知後、随時提出のこと
許可書の発行	河川法の申請書受付後、1週間程度

伐採作業開始

平成30年1月20日(土)

14. その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、出張所長の検査を受けること。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙(様式1)により出張所長に事前に届出し、かつ採取中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙(様式2)により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。**なお、本条は採取者が法人の場合に適用する。**

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第8条 堤防道路から高水敷へ下りる進入路(坂路)を使用することができる。

第9条 出張所長が河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第10条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。

第11条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第13条 第8条～第12条を遵守しない者は、許可の取り消し及び今後募集する河川内樹木の伐採の許可を行わない場合がある。

採取者が「法人」の場合に提出する

(様式1)

平成 年 月 日

千代水出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 平成 年 月 日

2. 許可年月日 平成 年 月 日

及び番号

3. 河川の名称

4. 採取の場所

5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6. 緊急時の

連絡先

注) 工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

採取者が「法人」の場合に提出する

(様式2)

平成 年 月 日

千代水出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日 平成 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。

応募様式

平成 年 月 日

中国地方整備局
鳥取河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

平成29年12月19日付けで公募された「鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所及び範囲: ① 千代川 鳥取市南安長地先
(1 区画 幅約 3m×延長 50m、合計 4 区画)
区画
 ② 千代川 鳥取市国安地先(全体延長約 800m)
延長 _____ m

※ 該当する項目の□にシ点か■を記入し、希望区画又は延長を記入願います。

※上記「応募区域及び範囲」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※応募場所及び範囲が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※具体的な希望範囲がある場合は、地図又は図面に希望箇所を明示して提出願います。

※②は別添図面の注意事項をよくご確認の上お申し込み下さい。

2. 採取を希望する樹木の用途: _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間： ___月___日 ~ ___月___日(のうち___日間)を予定

作業実施者： 一日あたり___人で実施予定

伐採方法： _____

搬出方法： _____

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成___年___月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

適合

不適合

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

記載例

応募様式

応募にあたっては、許可条件
をよく確認して下さい。

平成●●●年●●●月●●●日

中国地方整備局
鳥取河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

- ① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
- ② FAX、メールアドレスは所有している場合に記入して下さい。

平成29年12月19日付けで公募された「鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

採取したい希望の場所をチェックし、区画数又は延長を記載して下さい。

1. 応募場所及び範囲: ① 千代川 鳥取市南安長地先
(1 区画 幅約 3m×延長 50m、合計 4 区画)
1 区画
- ② 千代川 鳥取市国安地先(全体延長約 800m)
延長 _____ m

※ 該当する項目の口にし点か■を記入し、希望区画又は延長を記入願います。

※上記「応募区域及び範囲」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※応募場所及び範囲が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※具体的な希望範囲がある場合は、地図又は図面に希望箇所を明示して提出願います。

※②は別添図面の注意事項をよくご確認の上お申し込み下さい。

2. 採取を希望する樹木の用途: 「薪、キノコの原木」等の利用予定を記入して下さい。

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間: ●月●●日 ~ ●月●●日(のうち●●日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ●人で実施予定

伐採方法: 「チェーンソーで伐採」等の利用を記入して下さい。

搬出方法: 「軽トラックで搬出」等の車両について記入して下さい。

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

適合

不適合

参加に必要な条件を満足している人だけ応募してください。
条件を満足する人は、必ずチェックして下さい。

別添

(甲)

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4. 河川の産出物の種類及び数量

河川樹木

5. 採取の方法

6. 採取の期間

自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日